

1569
極秘

Proj. No.	149
S. A. No.	15037
Sack No.	6
Item No.	598

#4

新聞記事差止原案書類

昭和十七年
昭和十八年

昭和十九年

警保局檢閲課

昭和十九年九月三日

差止第四號

總動員手達第七號

檢算三〇號

新聞記事場載禁止制限事項，整理關係件

內

閣

1569

索引 (昭和十七年)

編冊	差月日止	件名	書類番號	摘要
一	一七、二、六	(一部解除) 天皇、皇后、皇太后、三陛下其他皇族、王族、公族ノ行幸啓 御成リニ関スル件 中一部解除ノ件	差止 一	
二	二七、四、八	(差止) 右同件中 追加差止ノ件	差止 二	
三	一七、四、二七	(一部解除) 右同件中 一部解除ノ件	差止 三	
四	六、九	(一部解除) 右同件中 一部解除ノ件	差止 四	
五		(一部解除) 同件若事ニ於テ檢査ノ件 同列件中 一部解除ノ件	差止 五	
六	七、七、四	右同件ニ関スル 一部檢査差止存在ニ関スル件	電話指導	
七	九、二	(注意) 滿洲團ニ於テ檢査ノ件 左翼事ニ関スル件	差止 七	

索引 (昭和十八年)

編 号	冊 号	年 月 日	名	書 類	番 號	摘 要
八	三	七	天野辰夫、新聞紙法違反被疑事件檢挙ニ關スル件	差止	一	
九	〃	八	(改訂) 右差止事項一部改訂ニ關スル件	差止	二	
一〇	四	六	(示達) 近ク行ハルベキ基督教三教會派ニ對スル結社禁止其ノ他ニ關スル件	差止	三	
一一	五	二九	(解部) 外謀被疑外國人ノ檢挙ニ關スル件中、國際謀報団事件ニ關スル件	差止	四	
一二	七	一三	(整理) 新聞記事取締事項ノ整理ニ關スル件	差止	五	
一三	九	三〇	(示達) 皇道翼賛青年隊盟南派者ノ檢挙ニ關スル件	差止	六	
一四	一〇	二一	(〃) 勤皇ホトハスガ外ニ団体中心分子ノ不穩計畫事件檢挙ノ件	差止	七	

索引

(昭和十九年)

編冊

発令日

件

名

書類番號

一五三、一五

「勤皇まことの心」及「新公論社」對スル結社禁止處分並ニ之ニ關聯スル事項ノ件

差止 一

一六四、二七

大日本勤皇同志會ニ對スル結社禁止處分等ニ關スル件

差止 二

一七六、二四

第七日基督教再臨團ニ對スル結社禁止處分等ニ關スル件

差止 三

甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月 日 前後 時 分		
大阪府電話		月 日 前後 時 分		
愛知縣電話		月 日 前後 時 分		
各廳府縣)電報 各殖民地)		2月6日 前後 2時30分	中西	
東京遞信局電話		月 日 前後 時 分		

決判 月 日 文書課長

施行 二月六日

案起 昭和十七年 二月 十日 局受 月 日 號 局送 月 日

主查 圖書課長

警保局長 / 事務官

大臣 次官 秘書官

免止第一號

第一電報案

年 月 日 警保局長名

警視廳總監 各廳府縣長官 (除東京府知事) 宛

新聞記事免止一部解除ニ關スル件

昭和十六年十一月八日所通牒、行幸路迄ニ御成

70リット稿

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

南樺太廳警務部長

滿洲國務院總務廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ



檢閱課長

事務官

檢閱官

官内省 第四七號
總務局

昭和十七年二月四日

官内省 總務局長

情報局 第四部長 殿

新聞紙等ノ記事掲載禁止一部解除方依頼ノ件

客年十二月八日附官内省總務局第五五三號ヲ以テ行幸行啓御成等ニ
關シ新聞等ノ記事掲載禁止方依頼致置候處左記ニ依リ一部解除ノ發
令相成度此段及依頼候也

記

一、解除事項

一覽野紙



天皇皇后皇太后三陛下、皇太子殿下、義宮殿下、照宮孝宮順宮清宮
各内親王殿下以外ノ皇族、王族、公族ノ御成ニ關スル記事ハ爾今
解除

三、解除範圍

全國主要日刊社（ラジオオヲ含ム）

三、掲載解除ノ理由

時局下國內國外ノ影響ナキニ依ル

此上—致解障(以當證涉成紙)

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先	
月	月	月	月	月	月	7月	7月	7月	2月	通牒先	
日後前	日後前	日後前	日後前	日後前	日後前	日後前	日後前	日後前	日後前	通牒日	
時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時	
						多文	世川	尾崎	坂上	受信者氏名	
						中村	中村	尾崎	中村	取扱者印	
各植民地當該官			各廳府縣警察部長			電信官			憲兵司令部		
發信先			發信日			發信日			發信日		
時分			時分			時分			時分		
取扱者印			取扱者印			取扱者印			取扱者印		
各植民地當該官			各廳府縣警察部長			電信官			憲兵司令部		
發信先			發信日			發信日			發信日		
時分			時分			時分			時分		
取扱者印			取扱者印			取扱者印			取扱者印		
各植民地當該官			各廳府縣警察部長			電信官			憲兵司令部		
發信先			發信日			發信日			發信日		
時分			時分			時分			時分		
取扱者印			取扱者印			取扱者印			取扱者印		

甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月 日 前後 時 分		
大阪府電話		月 日 前後 時 分		
愛知縣電話		月 日 前後 時 分		
各廳府縣(各殖民地)電報		月 日 前後 時 分		
東京遞信局電話		月 日 前後 時 分		

決判 月 日 文書課長

施行 4月18日

(20リント済)

案起

昭和十七年四月十八日

付局受

月第

日號

局送

月

日

主查 驗 課長

警保局長

事務官 櫻

大臣

理 官 山

次官

差止第二號

(室内事務局行啓報 河左属 連続)

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事

差止

二關スル件

客年十二月八日附ノ天皇、皇后、皇太后、三陛下、皇族、王

内務省

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

公族ノ行幸落、御成リニ關スル記事差止事項ニ付、本

年二月六日一部解除シタルトコ、自今一般皇族迄ニ王

公族ノ御成リニ關スル記事モ當局発表以外

示達

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

南洋廳警務部長

樺太廳警務部長

滿洲國國務院
總務部弘報處長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

檢閱課長

事務

官

檢閱官

昭和拾七年四月廿日

(四月十八日附ヲ以テ
ヲ差止テ左ノ如ク)

供覽

一號紙

宮内省第一九八號

昭和十七年四月十八日

宮内省總務局長

内務省警保局長殿

新聞紙等、記事掲載禁止方依頼件

本年二月四日附宮内省總務局第四七號ヲ以

テ皇族王族公族御成ニ關スル新聞等、記事

掲載ヲ一部解除方依頼致候事、左記ニ依リ

再々禁止ヲ及被令相成度此般及依頼候也

記

一、禁止事項

天皇皇后皇太后三陛下皇太子殿下義宮殿下

照官孝官順官清官各内親王殿下ノ行幸行啓
御成ニ關スル記事ノ外皇族王族公族ノ御成ニ關
スル記事ニ付テモ當局此發表以外一切禁止

二禁止範圍

全國主要日刊社（ラヂオヲ含ム）

三掲載禁止ヲ必要トスル理由

時局下國內國外ニ影響ヲ及ブルニ依ル

宮内省第一九八號
總務局

昭和十七年四月十八日

宮内省總務局長

情報局第四部長殿



新聞紙等、記事掲載禁止方依頼件

本年二月四日附宮内省總務局第四七號ヲ以

テ皇族王族公族御成ニ關スル新聞等、記事

掲載ヲ一部解除方依頼致候事、左記ニ依リ

再々禁止ヲ及被令相成度此般及依頼候也

記

一、禁止事項

天皇皇后皇太后三陛下皇太子殿下義宮殿下

照會 孝官 順官 清官 各内親王 殿下ノ行幸行啓
御成ニ關スル 記事ノ外 皇族王族公族ノ御成ニ關
スル 記事ニ付テモ 當局並發表以外一切 禁止
ニ 禁止範圍

全國主要日刊社 (ラヂオヲ含ム)

三 掲載禁止ヲ必要トスル理由

時局下 國內國外ニ影響ヲ与ルニ依ル

4月18日午後5時 手配

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話 先話
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	4月 18日 後前 時 分	通 牒 日 時
										受 信 者 氏 名
										取 扱 者 印
電 報 手 配										
發 信 先										
各 植 民 地 當 該 官										
各 廳 府 縣 警 察 部 長										
憲 兵 司 令 部										
東京 都 市 遞 信 局										
內 閣 情 報 部										
要 念 子										
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	4月 18日 後前 時 分	4月 18日 後前 時 分	通 報 日 時
										受 信 者 氏 名
										取 扱 者 印

各植民地當該官

各廳府縣警察部長

發信先

電報手配

發信日時

發信日時

發信日時

發信日時

發信日時

發信日時

發信日時

發信日時

發信日時

發信日時

發信日時

發信日時

發信日時

發信日時

發信日時

發信日時

4月18日 午後5時

周

取扱者印

月日 後前 時分

月日 後前 時分

月日 後前 時分

月日 後前 時分

月日 後前 時分

月日 後前 時分

月日 後前 時分

月日 後前 時分

月日 後前 時分

月日 後前 時分

月日 後前 時分

月日 後前 時分

月日 後前 時分

月日 後前 時分

月日 後前 時分

月日 後前 時分

周子

世山

山野

山野

山野

山野

山野

山野

山野

山野

山野

山野

山野

八社指導

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	通話先	通話日	受信者名	取扱者印
至自 一五五三 一五五三	至自 三三一〇 三三一〇	至自 五五五九 五五五九	至自 〇〇五六 〇〇五六	至自 一一一一 一一一一	至自 〇〇三三 〇〇三三	至自 〇〇一四 〇〇一四	至自 二二二二 二二二二	銀座五七 至自 二二二二 二二二二	丸ノ内二三 至自 〇〇三三 〇〇三三	丸ノ内二三 至自 〇〇一四 〇〇一四	銀座五七 至自 二二二二 二二二二
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日後前	日後前	日後前	日後前	日後前	日後前	日後前	日後前	日後前	日後前	日後前	日後前
時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時
分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分
武 殊	畑 野	後 殊	河 井	大 野	石 井	林 岸	拓 殖	武 殊	畑 野	後 殊	河 井
片 桐	少	高 殊	少	牛 島	神 元	部 田	金 子	片 桐	少	高 殊	少

甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月 日 時 分 <small>前後前後</small>		
大阪府電話		月 日 時 分 <small>前後前後</small>		
愛知縣電話		月 日 時 分 <small>前後前後</small>		
各廳府縣各殖民地電報		月 日 時 分 <small>前後前後</small>		
東京遞信局電話		月 日 時 分 <small>前後前後</small>		

決判

月

日

文書課長

施行

4月

27日

20
リ
ニ
ト
務

案起

昭和十七年四月二十七日

付局受

月第

日號

局送

月

日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

禮廉官

次官

差止第三號

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監
各廳府縣長官(除東京府知事)
宛

新聞記事 差止一部解除ニ關スル件

客年十二月八日附通牒、天皇、皇后、皇太后三

内務省

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

陛下、皇族、王公族ノ行幸啟、御成リニ關スル記事、差止

事項中、天皇、皇后、皇太后、三陛下、皇太子殿下、義宮殿下、

照宮、孝宮、順宮、清宮、各内親王殿下以外、皇族、王族、公族

ノ御成リニ關スル事項ニ限リ

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

南洋廳內務部長
滿洲國々務院總務長
弘報局長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ



宮内省第二〇八號

昭和十七年四月二十七日

宮内省總務局長殿
内務省警保局長殿



新聞紙等ノ記事掲載禁止一部解除方依頼ノ件

本月十八日附宮内省總務局第一九八號ヲ以テ
皇族王族公族御成ニ関スル新聞等ノ記事掲載禁止
方依頼致置候處左記ニ依リ一部解除ノ發令相
成度此段及依頼候也

記

一解除事項

一號封紙

宮内省

天皇皇后皇太后三陛下皇太子殿下義宮殿下
照宮孝宮順宮清宮各内親王殿下以外、皇族
王族公族ノ御成ニ関スル記事ハ爾今解除
二 解除範圍

全國主要日刊社（ラジヲ含ム）
三 掲載解除ノ理由

時局下國內國外ノ影響ナキニ依ル



宮内省 第二〇八號

昭和十七年四月二十七日

宮内省 總務局長



情報局第四部長殿

新聞紙等ノ記事掲載禁止一部解除方依頼ノ件

本月十八日附宮内省總務局第一九八號ヲ以テ
皇族王族公族御成ニ関スル新聞等ノ記事掲載禁止
方依頼致置候處左記ニ依リ一部解除ノ發令相
成度此段及依頼候也

記

一 解除事項

天皇皇后皇太后三陛下皇太子殿下義宮殿下
照宮孝宮順宮清宮各内親王殿下以外、皇族
王族公族ノ御成ニ関スル記事ハ爾今解除

二 解除範圍

全國主要日刊社（ラジヲヲ含ム）

三 掲載解除ノ理由

時局下國內國外ノ影響ナキニ依ル

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先話
月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	通牒 日 時
	児玉					石	柴田	下中	協正	受信者 氏名
	高妻					石	高妻	下中	石	取扱者 印
各植民地當該官	各廳府縣警察部長	電報手配				内閣情報部	東京都市遞信局	憲兵司令部	警電 一〇〇五番	電話通報先
月 日 時 分	月 日 時 分	發信日 時	發信日 時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	通報日 時
		取扱者 印	取扱者 印			石	石	石		受信者 氏名
						石	石	石		取扱者 印

花正一部解除済と申す件

八社指導

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	通話先	通話日時	受信者名	取扱者印
至自 一五五三 一五五三	至自 三三一〇 三三一〇	至自 五五五九 五五五九	至自 〇五六一 〇五六一	至自 一〇一一 一〇一一	至自 〇三三一 〇三三一	至自 〇一四一 〇一四一	至自 二一二五 二一二五	至自 二一二五 二一二五	月 日 時 分 27 日 5時 30分	藤田	中村
至自 一五五三 一五五三	至自 三三一〇 三三一〇	至自 五五五九 五五五九	至自 〇五六一 〇五六一	至自 一〇一一 一〇一一	至自 〇三三一 〇三三一	至自 〇一四一 〇一四一	至自 二一二五 二一二五	至自 二一二五 二一二五	月 日 時 分 27 日 5時 30分	藤田	中村
至自 一五五三 一五五三	至自 三三一〇 三三一〇	至自 五五五九 五五五九	至自 〇五六一 〇五六一	至自 一〇一一 一〇一一	至自 〇三三一 〇三三一	至自 〇一四一 〇一四一	至自 二一二五 二一二五	至自 二一二五 二一二五	月 日 時 分 27 日 5時 30分	藤田	中村
至自 一五五三 一五五三	至自 三三一〇 三三一〇	至自 五五五九 五五五九	至自 〇五六一 〇五六一	至自 一〇一一 一〇一一	至自 〇三三一 〇三三一	至自 〇一四一 〇一四一	至自 二一二五 二一二五	至自 二一二五 二一二五	月 日 時 分 27 日 5時 30分	藤田	中村
至自 一五五三 一五五三	至自 三三一〇 三三一〇	至自 五五五九 五五五九	至自 〇五六一 〇五六一	至自 一〇一一 一〇一一	至自 〇三三一 〇三三一	至自 〇一四一 〇一四一	至自 二一二五 二一二五	至自 二一二五 二一二五	月 日 時 分 27 日 5時 30分	藤田	中村

電信官 平尾 6月9日 午後5時 山崎

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	天地	6月9日 前後 5時0分	山崎	
大阪府電話	竹沢	6月9日 前後 5時1分	神田	
愛知縣電話	鈴木	月 日 前後 5時20分	小平	
各廳府縣(電報各殖民地)		月 日 前後 5時0分	小平	
東京遞信局電話	福島	6月9日 前後 5時0分	野尻	

甲乙ノ種別

案起

昭和十七年 六月 九日

局受

第 月

號 日

局送

月

日

決判

月

日

文書課長

施行

6月

9日

29 (21)

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

次官

機關官

五止才四號

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監

各廳府縣長官 (除東京府知事)

宛

新聞記事 五止一部解除二關スル件

客年十一月八日附通牒、天皇、皇后、皇太子、皇太后三聖

內務省

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

下、皇族、王公族、行幸啓、御成り、閑る記

事、是上事項中、義宮殿下、照宮、孝宮、順

宮、三内親王殿下、學習院又、女子學習院

學生トレテノ御成り、閑る事項ハ

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ未達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第一電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

滿洲國警務總務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

宮内省第三〇七號

昭和十七年六月九日

宮内省總務局長



情報局第四部長殿

新聞紙等ノ記事掲載禁止

追加解除方依頼ノ件

本年四月二十七日附宮内省總務局第

二〇八號ヲ以テ皇族王族公族御成ニ関スル

新聞紙等ノ記事掲載禁止一部解除方

依頼致置候處左記ニ依リ追加解除ノ発

令相成度此段及依頼候也

記



一解除事項

義宮殿下 照宮 孝宮 順宮 三内親王殿下
學習院又ハ女子學習院學生トシテノ御成
ニ関スル記事ハ爾今解除

二解除範圍

全國主要日刊社(ラジオヲ含ム)

三掲載解除ノ理由

時局下國內國外ノ影響ナキニ依ル



宮内省第三〇七號

昭和十七年六月九日

宮内省總務局長殿
内務省警保局長殿



新聞紙等ノ記事掲載禁止
追加解除方依頼ノ件

本年四月二十七日附宮内省總務局第
二〇八號ヲ以テ皇族王族公族御成ニ関スル
新聞紙等ノ記事掲載禁止一部解除方
依頼致置候處左記ニ依リ追加解除ノ発
令相成度此段及依頼候也

記

警保局長
17.6.10
檢 527 号

内務省課
17.6.11
受附

一 解除事項

義宮殿下 照宮孝宮 順宮三内親王殿下
學子習日院又ハ女子學子習日院學生トシテノ御成
ニ関スル記事ハ爾今解除

二 解除範圍

全國主要日刊社(ラジオヲ含ム)

三 掲載解除ノ理由

時局下國內國外ノ影響音ナキニ依ル

差止一部解除

八社指導

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	通話先	通話日	時	受信者名	取扱者印
至自 一五五三 一五五三	至自 三三〇九 三一〇一	至自 五五五九 五五五〇	至自 〇〇五六 〇〇六一	至自 一一一一 一一九〇	至自 〇〇三三 〇〇三一	至自 〇〇一四 〇〇一一	至自 二二二五 二二二一		7月7日	午後1時16分	渡辺	中林
						6月	6月9日		7月7日	午後1時12分	猪谷	山崎
									7月7日	午後1時15分	池内	山崎
									7月7日	午後1時15分	伊倉	中林
									7月7日	午後1時12分	阿部	野尻
									7月7日	午後1時10分	本林	中西
									6月	午後1時10分	山本	中林
									6月9日	午後5時10分	山本	中林

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先話
月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	通 牒 日 時
						氏 名				受 信 者 取 扱 者 印
電報手配										
各植民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		東京都市遞信局		憲兵司令部		電話通報先
月 日 時 分		月 日 時 分		月 日 時 分		月 日 時 分		月 日 時 分		月 日 時 分
						省內電話 五四〇番		直通電話又ハ 赤坂三六七番		警電 一〇〇五番
						6月9日 後5時15分				
						氏 名				受 信 者 取 扱 者 印

氏名
取扱者印

東京都市遞信局
憲兵司令部

甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月 日 時 分 <small>前後前後</small>		
大阪府電話		月 日 時 分 <small>前後前後</small>		
愛知縣電話		月 日 時 分 <small>前後前後</small>		
各廳府縣)電報 各殖民地)		月 日 時 分 <small>前後前後</small>		
東京遞信局電話		月 日 時 分 <small>前後前後</small>		

決判 月 日 文書課長

案起 昭和十七年 月 日 付局受 月 日 局送 月 日

施行 月 日 7月1日 707号

主查 圖檢齋課長

警保局長 事務官

大臣

次官

美上第五編

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監 各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事美上第一編解除ニ關スル件

昭和十二年八月七日附通牒、間諜行為被疑事件

内務省

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

内務省
 検挙ニ関スル記事差止事項中—英國人グレー

ム、マーター、独逸系猶太人ヘルベルト、レオポルド、加奈陀

人マルセル、フールニエ、白系露人ニコライ、バウロウイツチ、ビリ

ユチエンコ、米國人ルーサー、タツカーニ関スル外謀事件ニ関

シテハ七月十三日附朝刊ヨリ

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ未達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社示度ニ通達相成度

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

南洋廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

(由防衛外務部提出) (中略) (出シ)

内務省

印
做
用

防
諜
關
係
犯
罪
事
例

十三
大
會
之
後
之
防
諜
事
例

○本事例ニ掲記スルモノハ主トシテ
昭和十六年中ノモノヨリ選定セリ

一、外國人事件

○(1)英國人グレーム・マーターの謀報蒐集及造言事件

昭和十六年九月十六日警視廳で檢察され左グレーム・マーターは英國サンプトン市生れで、明治三十六年初めて日本に渡來し、昨年四月に五度目の來朝をして一定の職業なく、恩給生活をして居たのであるが、本名は本國より日本に居住して居た期間の方か寧ろ永い位であり、曾て海軍兵學校、第五第八高等學校、九州帝大等の講師を奉職した経歴があり、我國の事情に精通して居り、親

日家と目されて居た男である。本名は改てフリートン、東京ロッヂに加入し英米公使館と親交を以て居たのであるが、今次歐洲大戰勃發直後英國大使館に對日宣傳活動の爲め情報部を設置するや自ら志望して協力を申出で、情報部員となり、表面規日家を装ひ、帝國の政治、外交、經濟、軍事、各界名士と廣泛に接觸交遊し、其の機密を探るべく暗躍して居たのである。本名の狙つた情報は主として

昭和十六年七月独ソ開戦直後開催せられた御前會議の内容

日米國交調整に關する近衛メッセーヂの内容、支那事變遂行中の日本國內に於ける防空陣地の構築状況、其の他軍書上の秘密、で、昨年七月頃より頻りに知名士に面接の上、言葉巧みに質問し或は東京近郊を旅行して其の材料

を獲得せんと努めて居たのである。

又昭和十六年六月頃次の様なデマを飛ばして日本

軍を誹謗し、且つ当時微妙な関係を辿りつゝあつ

た必際情勢に於て、英米側に有利な宣傳をして居

たのである。

(1) 日本海軍機が重慶附近の江上に於て米軍の砲艇

を爆撃した、第二のハネーノ事件である。

(2) 日本飛行機米軍の軍艦を爆撃した。

其の他本名はドル買ひを爲し巨利を得て居つた事

実も明かになつたのである。

本名は軍機保護法、国防保安法、海軍刑法、爲替

管理法違反と云ふ長口罪名で目下東京拘置所に收

容せられ、検事の取調べを受けて居るのであるか

本件に於て注意を要するのは、元來外人は自由

主義、個人主義が極めて旺盛であり、國家意識乃

は祖國愛の如きは甚く乏しいかの様に考へる。

べあるか、さにはあらずして、彼等にも相当強烈な祖の愛かあり例へ親日家と雖も油断が出来まいと云ふことである。マールタは独伊と同盟関係にある日本は英の敵をりとして極めて強烈な反日思想を包懐して居り、表面親日を銜ひながら英の政府の利害に關係ある凡百の事項は之を英の大使彼に提報するのには英の民として弟譽ある義務である。とすう考へ自ら積極的に活動して居たのである。従つて本名は取調官に對し愕然として「若し祖の利益に關係する情報であるならば命ぜられなくとも英の民として当然の義務として提報せねばならぬ。恐らく日本人としててもそうである」と信ずる云々と廣言して居るのである。

(2) 独逸人レオポルドの謀報蒐集事件

昭和十五年十二月二十五日警視廳で検察され、ヘルベルト・レオポルドは独逸生れの所謂独逸

系猶太人である。彼は本邦の工業大学を卒業後或る会社に勤めて居たのであるが、本邦の猶太人壓迫が激しくなつたので、其の難を免れる爲、其の会社の日本特派員に在ること自ら志望して昭和十年二月に日本にやつて來たのであるが、其の年の十二月に特派員となることを解約して、米国の「ジネスウキーク」ケミカルインダストリー等有名な雑誌社の寄稿を獲得して、日本の政治、化学、工業方面の調査研究を各誌に通信して月収四、五百円を得て、昭和十二年七月以來本邦人元女給税高雪子と同棲し相当の生活をして居た男である。

本名は抑々通信員に在つた当時から軍事機密に亘る様な事項を撰つて、米国の

「ワイツ」及びソ聯の国立観光案内社（インテリリスト）代表者「ダレゴリ」の「ウエ」等より謀報指令

を受け、之を快諾して以來積極的に活動したるのである。

本名カソ聯領事等から受けた指令は

(1) 全飛行機の生産額及生産能力

(2) 各飛行機工場の生産額及其の生産能力

(3) 液体酸素爆彈製造の有無

(4) 戦車鋼鉄板の厚さ

等昭和十四年九月二十四日頃より実行に着手し

日本の陸海軍に於ける現用、計画、試作或は実験

中の各種飛行機に関する情報と採らうとして、盟

邦の各人であること及通信員があることとを奇貨とし

て、中島飛行機製作所等と密接な関係のある独逸

人又は日本人に接近し、一流食堂又はホテルに招

待して食事と俱にし、巧みに、日本の一ヶ月の

飛行機製作台数、性能、速力及発動機、優越機の

種類等を質問して居たのである

又本名は既に昭和十四年三月頃
日本に於ける純ニツケル其の他軍用資源の生産額及
生産能力を詳細探知収集して米宛宛郵送
して居たのである。

本名は軍用資源秘密保護法違反として昭和十六年
六月十四日微役一年の判決が確定したのである。
茲に注意を要するのはスパイは決して自国人のみ
を使用するものではなく、寧ろ同盟国其の他友交國
候にある第三国人を使用すること及無批判に外人
崇拜思想を持つてゐる様な日本人を探し之を利用
することである。

レオホルドは独逸人であるか、独逸の偽諜報活動さ
したのではなく、ソ聯領事か擬装手御先棒を擔つ
て居たのである。又彼が日本女性と同棲したのも
決して偽老同穴の意志があつたことではなく日
本女性の弱みに喰ひ入つて親日家を装ふ手段に過

○ (3)

ぎをかつたと思はれるのである。

北海道で昭和十五年十二月二十九日に検挙された

マールセル・フールニエは加奈陀生れの宣教師で本

國の神学校卒業後ドミニコ教会から昭和七年日本

に派遣された男である。

日本に來つてから、青森、宮城等の天主教を廻つ

て居たが、昭和十二年には北海道函館市天主教

の主任司祭となつた。そして布教に従事する傍教

會附屬の白百合幼稚園を經營して居たのである。

フールニエは豫ねて、加奈陀公使館より依頼を受

け、支那事變勃発後の日本の軍事機密を採る爲に

種々の暗躍を続けて來た。

本人の狙つたものは主として、函館要塞の状況で、

昭和十三年八月頃から自分の教會に出入りする信

者を捉へて言葉巧みに、要塞の入口の位置、山上

の地形、警備の人員、兵舎の構造、兵器の種類、
高射砲の有無等を質問して其の材料を得やうとし
て居た。
又昭和十四年十一月に函館市に臨時召集がある
信者中の応召者をとらへて兵種や入隊場所等を詳
しく訊ねた。後函館市中の臨時召集の人員を調べ
た。すると苦心したか、之はその信者如知らぬ爲に目
的を達しなかつた。
然し其後昭和十五年六月には、同様の方法で信者
より函館市中の臨時召集の人員を探知して居る
し、更に今年七月には、当時函館に入港して居た
第二艦隊の動静を探つてゐる。
以上はフイルニエの諜報活動の概況であるが、尚
次の様なデマを飛ばして日本軍を誹謗し及戦友軍
思想を宣傳して居るのである。
の日本軍は支那に勝つて居る。云つて居るか、それ

噓や或部隊は南京附近へ全滅して居る

(12) ノモンハン事件で新聞紙に発表された日本軍の

損害は出鱈目で事實は違ひが多いものである

(13) 日本軍連隊の報は謠り、上海ジユナルト新聞に出

て居る支那軍逆襲の報が正しいと放言した

(14) 日本軍は支那に於て使用禁止の毒瓦斯を使つて

居る

(15) 日本軍は支那に於て同地の婦女子を凌辱して居

るらしい

本名は軍機保護法違反として目下懲役三年の判決

確定し服役中であるか、茲に注意を要するのは、

本名の信者利用の方法である。元來外人宣教師

中には鬼角外謀容疑の行動をする者が多りのであ

つて、又宗教を信仰するの余り、その布教師まで

盲信して種々の風俗的を秘密を洩す者の跡を絶た

ないので遺憾である。

フールニエは信者である青年に対し、其の神父であ
る地位を利用し、何気なき座談の中に情報を蒐
集し、又一部青年と男色関係を結んで金品を贈与
し、而も之等を諜報、宣傳に利用して居たのである。

支那藍衣社東京支部の軍事諜報事件

昭和十二年七月七日支那事変勃発するや当面の敵
國は固より其の他の各公使館に於ても^事變に對
する情報蒐集に活発なる動きを示したるも、当時
の中華民国外大使館にては、陸軍武友補佐^一嚴澤元
を中心とし、在京藍衣社員帝大生盧冠軍、全帝大
生鑿絡黎等に対し「東京主要駅に就き日本軍隊の地
支輸送状況を至急探知収集の上報告方」を指令せり。
依り主として留日学生を以て組織せられ居りたる
藍衣社東京支部員は各諜者分担を定めて、東京駅、
新宿駅、上野駅、水道橋駅、池袋駅、上野駅等は

ある。

(1) 函館入港中の独逸、伊太利等日本と友好関係に

ある諸國船船の状況

(2) 防空訓練のあつた場合はその状況

(3) 樺太に駐在して居る日本軍の兵員数及飛行機数

と所在地

(4) 石油に關する事項

そし上海で極在タイムスの營業部長多田穂秀

當四十八年を補助者として同道、北海道に來り莫

類の買付の傍ら調査中、函名とも逮捕され左のや

あつた。そし昭和十七年二月二十一日函館地方

裁判所での防保安法並に軍機保護法違反とし、ド

リュウエンコは懲役五年、多田は全三年の刑が確定し

何れも服役中である。

ク

二 日本人 悪貨 事件

(7) 鐵道線路工夫の軍機探知事件

國鐵沼津線路区に臨時工夫として雇はれて居た遠
坂彦太郎(吾十八年)は日給二月二十錢を支給され
居たが、生來虛栄心の強い男で何か一獲千金を夢
みて居た。

偶々昭和十五年八月スパイ映画を見て、その筋書
より軍用列車数、輸送人馬、輸送物件の種類等の
軍事上の秘密を探った、之をスパイに賣込めば、
莫大を報酬加得られるであらうと云ふ浅墓な考を
起し、自分か國鐵の工夫であるのを幸に、昭和十
六年七月二十日頃より毎日の軍用列車の通過回数
、輸送人馬物件の種類、員数等を調べ更に静岡市
、三島市所在の部隊や動員の状況や、沼津駅及静
岡駅を八月初旬に出発した重砲隊や戦車、自動車
隊の兵員等を手帳に記録したのである。
その手帳を懐にして名古屋に行き、外國人に賣

らうと八月五日列車に乗り込んが居た処、列車中
で物動警察官の不審尋問を受け、遂に之が物緒と
なつて検挙せられるに至つた。

本人は昭和十六年十一月四日静岡地方裁判所で、
年少の故に、軍機保護法違反にはあるが短期一年
以上二年以下の不定期刑を受け目下收容せられて居
る。之から見ても、スパイ映画やスパイ小説は寧ろ日
本人としてその自覚を持たぬ者か見ると、却つてス
パイを養成する様なことには在るので当局の検閲も
嚴重にする必要があるか、更に年少者の指導上は
は余程の注意を要する処である。即ちスパイ物と
防諜参考資料の區別を判つきりしなればならぬ
のである。

(2) 英語教師の對英軍機売込未遂事件

昭和十六年一月二十八日警視廳に於ては東京府

北多摩郡三鷹町居住の正則英語学校の片桐大一
(昭三十八年)を校長したか、本人は昭和三年神田正
則英語学校を卒業した後、東京に留学して昭和五年
帰国し、前記学校講師を勤める傍ら英語の個人教師
をやつたり、母の職業である呉服商を手傳つて居
た者がある。

然し本人の母が呉服商に失敗して負債約五千円を
生じ、更に本人は既に手を出して一万余円の借
財を作つたので、遂に英商大使館の業者となつて
大金を獲つたこの負債を補填しよう、と決意を固める
に至つた。

仍び本人は同年一月二十七日電話帳謄本で英商大
使館は武蔵野工場に住所を調べ、同人方に電話
で軍機及重要情報の提供を申し入れて承諾を得た。
そして其の翌日自分の教へ子を利用して管理工場
である中島飛行機製作所武蔵野工場の通勤職工教

陸地測量部発行の利根川下流沿岸千草、茨城兩縣
下五万分の一地圖に霞ヶ浦飛行場所在地矣。赤鉛
筆で書き込み、そして二十八日午後四時十五分頃
前記タフネル武官の宅辺を徘徊中警視庁員に逮捕
されを。

以上の様に本人は其の身苟も教職に在り乍ら大金
の獲得を夢みて英米大使館のためには謀者とならう
とし左ものでその心事は最も憎むべきものかある。
然しその因つて来る処を尋ねれば、英米留学中に
本人の心中に親英的な拜外思想が浸透して居たこ
とに尙遠はなく取調の結果余罪として詐欺罪も發
覺するなどその人格は全く零を人物であつた。

(3) 商會店員の外謀志願事件

住吉本町七中村才満鮮海軍

昭和十六年十月三日福岡縣警察部では福岡市商會店員吉田功(当十九年)を検挙したが取調の結果本人は次の如き戦慄すべき不逞な計畫をして居たことが判明した。

(イ) 軍需工場である福岡縣渡辺鉄工所、小倉工廠、八幡製鉄所等に於て製造した兵器設計図の蒐集並に石工場の破壊

(ロ) 福岡市在西部第四部隊の動員状況の探知

(ハ) 下関要塞の撮影

(ニ) 鹿兒島線、長崎本線の主要陸道、列車及鉄橋の破壊

(ホ) 博多築港並福岡止水道水源地の爆破及水源地へペスト菌の投入

(イ) 大型船舶の爆破

本人が何故にかゝる大外中な計畫を爲すに至ったか、その原因と

勤機に就て觀察して見やう。吉田功は福岡縣直方市立直方商業
学校を卒業後、同市に於て實家の荒物商を手傳つて居たが實家は
信用組合から二十円の借金をして居り、又商賣の収益も思はずな
ので昭和十六年七月福岡市に出て滿鮮商會の店員となつた。

一方本人は在学中からスパイ小説に興味を覚え、之を耽讀して居
たが、偶々同年八月中旬「スパイ戦線」を曝くと云ふ小説を讀んで
之にヒントを得、遂に外國と通謀してスパイを敢行して一挙に多
額の金を得て、一は自介の虚榮心を充ち、二には實家の窮境を打
開しようとして決意するに至つたのである。そして前記の様な兇惡極
る計畫を樹て、外國人と交渉を圖く爲に電話番子簿で福岡市居
住の米國人三名、佛國人一名の住所を調べ、また東京市の日英協會
に宛ててスパイをする。OKなら福岡日々新聞又は大阪朝日新聞の
廣告欄に返事を出して「水」と云ふ通信文を出したが何水も

反日はなかつた。仍、更に雑誌實業の世界で知つた長崎駐在米
國總領事アーサー・S・タワ―に宛て昭和十六年十月十一日に左の
様な投書をして、先方の出方で金一万円位の報酬を得ようたく
らんで居たのである。

米國總領事宛原文

拜啓突然ながら表記名前(Name)は借りたのである。貴殿に御願
するところがある。我々は純然たる日本人(Japanese)である。其の證據
は斯くの如く日本語の字をすゝ〜と書へて居る。さて御願
はと云ふのは我々は純然たる日本人であるが唯非常な大金の必要に
迫まられて居る。この金(Money)の爲には我はどんなことでもすると
覚悟を決めて居る。つまり御願のと云ふの如くである。我が日本ノ
機密をスパイし又は色々を軍需工場を破壊し、又は國內にサボター
ジユをやるから其の代償として大金を呉れ、我は非常にスパイの方

法を研究して居る。大金の爲ならず貴殿があれをスパイせよ、又は
波壊せよと命令するなれば直にどんを事でもする。又うまく
行けば東京の大使館にて紹介下 中太いに活躍する。但し貴殿
方から裏切りぬ爲に此方の名前と住所は知らせぬ。我の方は決
して裏切る様な事を断じてしない事を神様に誓ふ。此方の名
前と住所が判らぬばしにくいと云ふなれば貴殿のサインと指紋の入
った又写真のついた相互にスパイ行為をなして居ると云ふ宣誓書
を送中。此方も又送るからと云ふとお互に安心して行動させ
る。OKなれば大阪毎日新聞の福岡版の案内欄に新約聖書を
賣ると云ふ「長崎……教会」と云ふ名儀で廣告させよ。よければ
合同で僕の方から宣誓書を送って行動を始めるから也。
然し天網恢々疎にして洩さずである。本人が投書を発した長
崎在住米國總領事は当時、領事館を閉鎖して神戸領事館

内に転出して居た爲め手紙は神戸へ廻送されたことになつたが、兵庫縣警察部で之を觀破し、直に郵便の消印等から察して福岡縣へ連絡したものであつた。本人は取調べの警察官より、大型船舶の破壊を何故狙つたかの問に対し、「大型船には日本の多数の偉い人が乗つて居り、之を沈没させれば損害が大きいから米國で喜ぶと思つた」など、平然と語つてをり、之が日本人かと驚く程であつた。然し時限爆弾や、ペスト菌を何処で手に入れたかとの問に対しては米國領事館から貰ふ心算で居たなど、答へて居る点から見て、その計畫もまだ極めて幼稚なものである。然し茲に問題になるのは、大金の爲ならず如何なるスパイ行爲も手段を併せぬと云ふ心事の陋劣さであつて、殊に従来の同謀申込が主として謀報蒐集であるのと違つて、本人は破壊、細菌撒布等の謀略行爲を行はんとしたことは注意を要する処である。因に本人は嚴罰を受ける処年の故を以て

國防保安法違反として昭和十七年二月四日福岡地方裁判所で懲役
三年の刑を受け服役中である。

(2)

(4) 牛乳配達人の軍機賣込事件

昭和十六年九月四日にソ聯函館領事が函館警察署を訪ねて、憤慨した口調で次の様に語りつゝ、凶面及び写真数枚を置いて立帰った。

今朝領事館に一人の日本人が来て、こんなものを出して金を呉れと云ったが馬鹿にしてよ、余り悪戯が過ぎるぢやあなハカ

領事の立帰った後で、その凶面を見たと半紙に手書した

(イ) 津軽要塞函館山の軍事施設略図一枚

(ロ) 津軽要塞地帯内赤川水源周辺の軍事施設略図二枚

(ハ) 同福山地方の軍事施設略図一枚

及び場所不明の風景写真一枚であった。

ソ聯領事は、警察で態々領事館にカメラまでもかけたし、算でこんな

ことさせたのだと思つて怒つてゐるのだが、警察の方ではそんな処では
ない。その邦人の軍機賣込だといふので時を移さず捜査陣が張り
付たのである。そして其の邦人の人相、図面記載の内容、筆蹟等から鑑
定して、翌日五日には早くも函館市宮前町牛乳配達人中澤豊
壽(当ニ八年)を有力な容疑者として検挙した。遂に包み切水す
一切を自白した。その中に依ると中澤は昭和十四年七月に妻操を
迎へたが、操は虚榮心強く耳つ家計が放漫で、一月八、九十円の家計
費を要して、中澤の収入では毎月赤字のやうな中澤自身も臨時集
金の牛乳代金で勝手に買喰などをすすむ悪癖があるので益々家
庭は不如意となり風波が絶えぬので、軍機を外國公館に賣つて多
額の報酬を得ようと賣國奴的決意を固めるに至つたのである。
そして昭和十六年六月三日妻の不在中前記の図面四枚を半紙に記
載し、更に友人より貰ひ受けたる風景写真に「福山要寒附近」と

出鱈目に書きつけた上、ソ聯領事館に持参し、館内自動車運転
手及受付係を通じて提出し金銭の要求をしたが、暫くして小使
より退去すべく叱責され、却って一物も得ずにごく〜と帰った
キのであつた。軍機を外國に賣込めば金になるなど、云ふ甘い考へから、
飛んだ大罪を犯す者があるのは全く日本人の面汚しである。
然し本人犯罪の動機が、妻の家庭経済の放漫さから来たことを
思ふとき、悪妻はまこと六十年の不作と云ふが、その妻も今は昭和十
七年三月七日函館地方裁判所で國防保安法、要寒地帯法、軍機保
護法違反として懲役四年に処され、服役中の夫の出獄を待ち侘び
て居るであらう。

(5) 外國スパイを志願した賣國奴

昭和十六年七月十七日警視廳で牛乳配達夫丸山勇則当三十七
年を國防保安法違反として検挙、今年九月十五日東京刑事地方

裁判で懲役一年六月の判決を受けた事件があるが、事件の概要は
こうである。本名は郷里奈良の高井蚕業学校を卒業後、現在迄
職工、商店員、コック、新卒配達夫等を転々として、辛儻心がなく、
生活の安定がなかつたのであるが、偶々昭和十六年五月頃知人から
娶妻の勧めを受け、結婚話は進捗して結納と云ふ所迄来たが、
肝心の結納金がなないので焦慮して居たが此の際機密賣込に依り一攫
千金を得て立派な花嫁を迎へ新婚気分を満喫しようと思つたので、
不逞にも軍事、外交、財政、経済、其の他に關する情報を探
知収集して英國領事に賣込ふと決意したのである。そして本名
は領事に連絡しようと思つた種々工夫した挙句、電話帳に依り電話番号
を丹念に探し、電話を掛けた処、用事があるなら事務所へ来
て呉れと云々と應對せし、要領を得ず、目的を達する事が出
来なかつたので今度は手紙に依り二回も身命を賭してスパイにな

るからと切々情を吐露して謀者採用を歎願して居るのである。
本名は萬一領事に面会を達したときは、眞当にスパイとして各種情
報を提供し又領事の要求する各種情報を探知収集することとを
約束しようとして企圖して居ったのである。斯様な事件を未然に検挙
し得たことは邦家の爲慶賀すべきことであるが不良分子が巷間
に出るスパイ讀物(所謀ではない)にヒントを得て多額の報酬を得
ようとして、自ら賣國的行爲を敢行することである。今や國を
挙げて戦争して居るのであり、第一線將兵は一身一家を顧みず
勇戦奮闘して居る秋、日本人中には斯る徒輩のあることは洵に
慨歎に堪えないものがある。本名は今因園にあって、瀆罪の日を
送り日本精神に目覺めつゝあること、思はれるが、斯る徒輩
は我が國の恥辱であり、一日も早く絶滅を期せねばならない。

三、邦人不注意ノ例

- (一) 海軍工廠に出入するペンキ職人の
軍機漏洩事件

昭和十六年十月二十日廣島縣では、廣島市宇品町九ノ五三(一)ペンキ職人井龍雄(当六年)を檢挙したが、本人は職業柄呉海軍工廠に出入りして艦船塗装の下請をなす内、全工廠の艦船の構造、性能等を知るに至り昭和十六年三月頃、廣島市宇品町神田通、久保田半助と云ふ者の家で、全家の家族や近所の者に得意になつて次の様なことを喋つて居たものである。

この要目に因す軍事秘密事項

(1) 日本の戦闘艦

等、何れも艦船要目及兵器に関する軍の機密を漏洩したものである。

本事件発覚の原因は、昨年三月頃、吳海軍工廠内に六萬

(2)

日本の潜水艦

の性能に干渉する軍機事項

(3)

吳工廠

に於て製作中の艦船に干渉する機密事項

噸級の軍艦を建造中であると盛んに吹聴して居るペンキ職
人があるとかふ聞込に依つて、縣當局で捜査の結果檢挙し
たものであるが、之から見てもニユース自慢とかふものは
余程バセ收ばならぬ。誰でも他人に向つて自分の職業を誇
り、職業を通じて知つた機密は親族知人等に吹聴したがる
ものだが、洵に口は禍の元である。自今の知つた機密と人
に洩さぬと云ふ事は防諜の才一頁であるが、之すらもまた
國民の中に徹底せられて居らぬ今日、自懲他戒の意味で相
當に処分する必要があらう。因に本人は昭和十六年十二月
十五日軍機保護法違反として広島地方裁判所で懲役二年但
四年間の執行猶予の判決があつた。

(二) 海軍工廠徴用工員の軍機漏泄事件

愛知縣豊橋警察署員が、昭和十七年三月二十日豊橋駅構内を徘徊して居る挙動不審の男を承調べると、軍用砲弾数個を所持して居るので窃盗容疑者として検挙したにか、追及するに連れ去られたの様な軍機漏泄事件が判明するに至つた。

その男は愛知縣宝飯郡八幡村豊川海軍工廠第二工員寄宿舎に住込中の豊川海軍工廠員池田鉄雄(当十九年)で、全人は昭和十六年九月二十八日國民徴用令で徴用され前記工廠の工員となつたものであるが、常々上司から工廠内の作業は軍事上の秘密に属するから他人に絶対漏泄しては

たけぬと堅く教へられて居たにも拘らず次の様な大逃水たこ
とを致して居たものである。

即ち昨年十二月三十一日休暇で実家に飯省中父母に対し、
現在自分は機関銃の弾丸工場に製造して居る旨と告
げ、更に其の弾丸の大きさ等と説明した後、工場の従業員は
一千名で、自分の製造能力は一日に一千五百個である事を
告げて、業務上知つた軍機を漏泄した。

又本年二月十五日から十九日迄の間に、工場より機関
砲弾、曳光弾一個、同通常弾一個、同彈頭のみ一個、機突銃
弾三個、同薬水一個を盗み出して寄舎舎自室のトランク内
に隠して置き三月二十一日から外泊許可となつたのを俸に

右各彈丸もポケットに入水で豊橋駅に来た処を前記不審訊
問に会つて逮捕されたのである。

その動機は恐らく、親族知人等に之等の品と示して自分
の土産話としようとしたもので、別段外國に之を賣らうと
云ふものではないが、一歩誤ると重大な結果と若起する事
になつて居たであらう。

本人は前述の様に國民徴用令で工廠員となつたものであ
るか、徴用は要するに、陸海軍の應召と同じである。國民
に未だこの心構が徹底せぬ爲に本件の様な事件も發生する
ものである。

因に本人は軍屬である身柄は三月二十三日豊橋憲兵隊に
移送され、全隊に於て処理中である。

四 宣傳及謀略

(一) 郵便貯金支拂停止の流言事件

昭和十六年十一月二十六日夜に

長崎市丸尾町一

一 殖産会社事務員篠田重太郎(当四十年)は自分の長男重治当十五年から郵便貯金は本年十二月一日から現金引出は出来なくなるさうと云はれ、重太郎は「そんな事がある筈は有り。何処で肉いたか」と又同し左か長男から「それは十一月二十五日の民友新聞にも出て居るし、又ラジオでも放送して居ると云い張られて本人も慌て、同夜自宅で民友新聞を採し左か見当らなかつたので其儘寝てしまつた。処か翌十一月二十七日に本人は所用加あつて知令である長崎市松佐町二六五の宮本シズ(当四十四年)の家に行つた際「本年十二月一日から郵便貯金の引出は出来なくなる」と虚偽の事を云つた為には宮本シ

ズ之を自分の親類に洩し、親類の者は又他人に傳
へると云ふ具合に忽ちこの噂は廣まり十一月二
十九日には全町内の平野喜松と三山者か二千二百
十九円を引出したのを最高額とし宮本シズも二百
五十円を拵下げ其の他合計十一名の者が僅か一日
の間に五千四百二十円五十銭の郵便貯金を受戻す
に至つたのである。

本事件は長崎市丸尾町々内へ郵便貯金の引出が昭
和十六年十二月一日以後は停止されたと云ふ流言
が相当行はれて居て所民が郵便局へ様々の向合せ
やら引出には狼狽して居るとの向込みに依つて所轄
警察署で流言の出所を捜査の結果篠田重太郎を檢
査したものである。

この事例などは流言の如何に恐ろきかを如實に
知ることか出来来る。篠田重太郎は子供の言葉に

とつてかゝる根據の存い噂を撒き散したもので勿
論謀略的を下心があつたのではなからか経緯謀略
思想謀略に利用されると存ると其の結果の怖しさ
は戦慄すべきものかあうう。流言に就ては輕々な
之を信し又經々に人に語つては不可存いと云ふこと
とは防諜指導上声を大にして叫んが來た處であ
るか未だに此の種の流言事件を惹起して居ること
は返すも遣儀である。因に刑法犯として篠田
重太郎は罰金百五十円、宮本シズは罰金百円の略
式を渡加昭和十六年十二月十九日長崎区裁判所
行はれ関係者一同も最重認諭を受けた。

(一) 爾鉄中に爆彈及砲彈の混入事件

昭和十六年九月六日午前九時頃 大阪府泉北郡大津
町守多の壽重工業株式会社で製鉄用屑鉄を鋸鉦爐
中に投入しようとする時何か妙左形をしたものか
あつたので取り出して見ると、それは爆彈と砲彈

大阪府当局で取調べた処に依ると、それは神戸市の
の亞細亞貿易株式会社で今年六月二十四日にシヤバ
島のスラバヤ・サマラン等から輸入したもので外
謀の謀略行為の疑が充分である。

甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月	日	時	分	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月	日	時	分		
大阪府電話		月	日	時	分		
愛知縣電話		月	日	時	分		
各府縣各殖民地電報		月	日	時	分		
東京遞信局電話		月	日	時	分		

記事差止關係書類

70リット

決判 月 日 文書課長

施行 七月 日

案起 昭和十七年 七月 四日 局受 月 日 號 局送 月 日

主查 圖檢課長 (印)

警保局長 事務官 (印)

機房官 (印)

大臣 次官

第一電報案

年 月 日 警保局長名

警視總監 各府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事 二關スル件

昭和十七年八月七日附通牒、問詳行為被疑事件檢

内務省

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

内務省

舉ニ關スル記事 瓦止事項中 英國人クレイ...

マーカー... 外四件... 本月十一日

日新聞朝刊ヨリ之ヲ解除スル旨彙ニ通達シタル處

トグレ... 現檢

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告 懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

大日本帝國政府

事、記事、民上中、一、有、三、候、二、付、記事、紳

紳、上、御、注、意、相、成、渡、為、念

予、當、先

全國主要日刊社電話指導

差止第五號

昭和十七年七月一日

内務省警保局長

極秘

警視總監殿
各廳府縣長官殿

新聞記事差止一部解除ニ關スル件

昭和十二年八月七日附通牒ノ間諜行為被疑事件檢舉ニ關スル記事差止事項中英國人グレーム・マーター、獨逸系猶太人ヘルベルトシオポルド、加奈陀人マルセル・フールニエ、白系露人ニコライ・パウロウイツチ・オピリユチエンコ、米國人ルイ・サトー。タツカーニ關スル外諜事件ニ關シテハ七月十三日附朝刊ヨリ之ヲ解除ス此旨管下示達各社ニ通達相成度

追而本件一部解除ハ來ル七月十三日ヨリ實施セラル、防諜強化運動ニ際シ外諜誤（警保局）ヨリ宣傳資料提供ノ都合上解除シタルモノニ付右御含置相成度

八社指導

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	通話先	通話日	受信者名	取扱者印
至自 一五五三 一五五三	至自 三三〇九 三一〇一	至自 五五五九 五五五〇	至自 〇〇五六 〇〇五五	至自 一一一一 一一一九	至自 〇〇三三 〇〇三二	至自 〇〇一四 〇〇一三	至自 二二二二 二二二五		7月4日	武藤	伊桐
										三井	片桐
										滝沢	中村
										本多	本多
										阿部	岡
										石井	中村
										三井	本多
										拓植	小平

茅場町六六
至自
一五五三
一五五三

銀座五七
至自
三三〇九
三一〇一

銀座五七
至自
五五五九
五五五〇

丸ノ内二三
至自
〇〇五六
〇〇五五

京橋五六
至自
一一一一
一一一九

丸ノ内二三
至自
〇〇三三
〇〇三二

丸ノ内二三
至自
〇〇一四
〇〇一三

銀座五七
至自
二二二二
二二二五

月

月

月

月

月

月

月

7月4日

日後前
5時
1分

日後前
5時
分

日後前
5時
2分

日後前
5時
3分

日後前
5時
1分

日後前
5時
1分

日後前
5時
1分

日後前
5時
1分

武藤

三井

滝沢

本多

阿部

石井

三井

拓植

伊桐

片桐

中村

本多

岡

中村

本多

小平

受信者名

取扱者印

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先話	通牒日時	受信者氏名	取扱者印
月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分				
電報手配													
發信先													
各植民地當該官													
各廳府縣警察部長													
東京都市遞信局													
憲兵司令部													
內閣情報部													
電信官													
月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分				
發信日時													
取扱者印													
寺本													

甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月 日 前後 時 分		
大阪府電話		月 日 前後 時 分		
愛知縣電話		月 日 前後 時 分		
各廳府縣(電報各殖民地)		月 日 前後 時 分		
東京遞信局電話		月 日 前後 時 分		

案起

昭和十七年九月廿一日

付局

第

日號

局送

月

日

決判

月

日

文書課長

施行

月

日

尾崎事務官連任梅

7/11/17

大臣 / 警保局長

主査 圖書課長

事務官

次官

差止不 大 強

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監 各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事

取 締

二關スル件

本日滿洲國ニ於テ檢舉ニタル

滿洲國ニ於テ檢舉ニタル 左翼

内務省

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

事件ニ關スル事項ハ 客年十二月九日附通牒ノ治安維持法

違反被終事件檢舉ニ關スル記事差止事項ニ抵触スルモ

ノニ休

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度
 ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第一電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

滿洲國警務院
總務處弘報處長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

大日本帝國政府

司此有利業已... 九月廿九日午時...

中日海海... 上海...

... 檢...

... 檢...

... 檢...

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	通電 牒先話
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	通 牒 日 時
										受 信 者 氏 名
										取 扱 者 印
各植民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		東京都市遞信局		憲兵司令部		電 話 通 報 先
月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		通 報 日 時
										受 信 者 氏 名
										取 扱 者 印

手配票

東京都市遞信局
直通電話又ハ
赤坂三六七番
省內電話
五四〇番

憲兵司令部
警電
一、〇〇五番

發信先
發信日時
取扱者印

各植民地當該官
各廳府縣警察部長
發信先
發信日時
取扱者印

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電) 各殖民地(報)		月 日 前後 時 分	

發信者名	關東局司政部長	受信年月日時	昭和17年9月21日 午前7時0分受	處分結果	
受信者名	第四部長	決裁月日時		施行顛末	
返信月日時	月 日 前後 時 分	受信者名		取扱者印	
月 日 前後 時 分		月 日 前後 時 分		電話	

警保局長

檢閱課長

事務官

理事官

(電報譯文) (電話聽取書)

參考

本日左ノ通り管下各新聞通信雜誌發行地
所轄敬言察署長ニ対シ電謀セリ
情檢四八

記帳済 (印)

本日関東州及滿洲日ニ於テ日系共產主義運動總檢製手ニシル件ハ、昭和十年拾二月拾九日附情檢七ニ通牒、以テ安維持違反被疑事
 件ニ関スル件禁止事項ニ抵觸スルモノナルニ付
 一切新聞・通信・雜誌等ニ掲載セサル様各弁
 行責任者ニ仰注意相成度又

関東局司政部長

甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月 日 前後 時 分		
大阪府電話		月 日 前後 時 分		
愛知縣電話		月 日 前後 時 分		
各府縣各殖民地電報		月 日 前後 時 分		
東京遞信局電話		月 日 前後 時 分		

案起

昭和十八年三月七日

付局受

月第 日號

局送

月 日

決判 月 日 文書課長

施行

了月 日

印

手印

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

次官

機密電

禁止第一號

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監 大阪府知事 宛
各府縣長官

新聞記事差

止

二關スル件

天野辰夫、新聞紙法違反被疑事件

務官

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

ニ關シテハ當局發表以外

（主要四社新聞、主要通信及思想開闢新聞雜誌）

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度